

十二 第 46 条の 2 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46 の 2-4 ……………</p> <p>……………<u>同項第 3 号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者並びに同項第 4 号</u>……………<u>同項第 5 号</u>……………</p>	<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46 の 2-4 ……………</p> <p>……………<u>同項第 3 号</u>……………<u>同項第 4 号</u>……………</p>

十三 第 47 条 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条 (高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p>	<p>第 47 条 (優良賃貸住宅の割増償却) 関係</p>
<p>(高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</p> <p>47-1 ……………</p> <p>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>同項</u>……………<u>当該期間内</u>……………</p>	<p>(<u>中心市街地優良賃貸住宅及び</u>高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)</p> <p>47-1 ……………</p> <p>……………<u>中心市街地優良賃貸住宅 (以下「中心市街地優良賃貸住宅」という。)</u>又は同条第 3 項に規定する<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>同条第 1 項又は第 3 項</u>……………<u>これらの期間内</u>……………</p>
<p>(各独立部分の範囲)</p> <p>47-2 措置法令第 29 条の 4 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(各独立部分の範囲)</p> <p>47-2 措置法令第 29 条の 4 第 1 項<u>及び第 2 項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>の範囲)</p> <p>47-3 ……………</p> <p>……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………</p>	<p>(<u>中心市街地優良賃貸住宅等</u>の範囲)</p> <p>47-3 ……………</p> <p>……………<u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u><u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(別棟建物)</p> <p>47-4 .....  .....措置法第 47 条第 1 項.....</p> <p>(倉庫、車庫等)</p> <p>47-5 .....  (1) .....  .....措置法第 47 条第 1 項.....  (2) .....  .....<u>同項</u>.....<u>同項</u>.....  (注) .....</p> <p>(高齢者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が <u>5 以上</u> であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47-8 .....<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>.....<u>5 以上</u>.....  .....<u>5 以上</u>.....  .....<u>5 に満たない</u>.....</p>	<p>.....</p> <p>(別棟建物)</p> <p>47-4 .....  .....措置法第 47 条第 1 項<u>又は第 3 項</u>.....</p> <p>(倉庫、車庫等)</p> <p>47-5 .....  (1) .....  .....措置法第 47 条第 1 項<u>又は第 3 項</u>.....  (2) .....  .....<u>措置法第 47 条第 1 項又は第 3 項</u>.....<u>同条第 1 項</u>  <u>又は第 3 項</u>.....  (注) .....</p> <p>(<u>中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等</u>)</p> <p>47-8 .....<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....<u>10 以上</u>.....  .....<u>10 以上</u>.....  .....<u>10 に満たない</u>.....</p> <p>(注) <u>同条第 3 項の高齢者向け優良賃貸住宅におけるその各独立部分の数の判定等についても、本文と同様に取り扱う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(床面積の意義)</p> <p>47-10 <u>措置法令第29条の4第1項第2号</u>……………</p> <p>(特定再開発建築物等に高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>47-12 ……………</p> <p>……………高齢者向け優良賃貸住宅……………<u>当該</u>高齢者向け優良賃貸住宅部分については措置法第47条第1項……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13 ……………<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>……………<u>当該</u>高齢者向け優良賃貸住宅……………</p> <p>(割増償却の適用と償却不足額の繰越し)</p> <p>47-14 措置法第47条第1項……………</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>47-10 <u>措置法令第29条の4第1項及び第2項</u>……………</p> <p>(特定再開発建築物等に<u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u>高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>47-12 ……………</p> <p>……………<u>中心市街地優良賃貸住宅又は</u>高齢者向け優良賃貸住宅……………</p> <p>……………<u>当該中心市街地優良賃貸住宅部分又は</u>高齢者向け優良賃貸住宅部分については措置法第47条第1項<u>又は第3項</u>……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13 ……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>……………<u>当該中心市街地優良賃貸住宅</u>……………</p> <p><u>同条第3項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅について資本的支出がされた場合についても、同様とする。</u></p> <p>(割増償却の適用と償却不足額の繰越し)</p> <p>47-14 措置法第47条第1項<u>及び第3項</u>……………</p>

十四 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52 の 3-3 .....<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....            .....<u>現物分配法人</u>.....            .....</p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>52 の 3-3 .....<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....            .....<u>事後設立法人</u>.....            .....</p>

十五 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(償還期間の判定)</p> <p>55-6 <u>措置法令第 32 条の 2 第 7 項第 2 号</u>.....            (1) .....            (2) .....            (3) .....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7 の 2 .....<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....            .....<u>現物分配法人</u>.....            .....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 .....            .....<u>措置法令第 32 条の 2 第 21 項</u>.....</p>	<p>(償還期間の判定)</p> <p>55-6 <u>措置法令第 32 条の 2 第 8 項第 2 号</u>.....            (1) .....            (2) .....            (3) .....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7 の 2 .....<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....            .....<u>事後設立法人</u>.....            .....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 .....            .....<u>措置法令第 32 条の 2 第 22 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17 .....  .....<u>措置法令第 32 条の 2 第 13 項から第 15 項まで</u>.....</p> <p>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-18 .....  .....<u>法第 122 条第 2 項第 5 号、第 6 号又は第 8 号</u>.....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....</p>	<p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17 .....  .....<u>措置法令第 32 条の 2 第 14 項から第 16 項まで</u>.....</p> <p>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-18 .....  .....<u>法第 122 条第 2 項第 5 号、第 6 号、第 7 号又は第 9 号</u>.....  .....</p> <p>(1) .....  (2) .....  (3) .....  (4) <u>連結親法人事業年度の中途において分割型分割を行った場合 当該分割の日の前日を含む事業年度</u>  (5) <u>適格合併に伴い措置法第 68 条の 43 第 10 項の規定により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた連結法人であり、その後、連結親法人事業年度の中途において分割型分割を行った場合 当該分割の日の前日を含む事業年度</u></p>

十六 第 56 条 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し) 56-1 適格合併、適格分割又は適格現物出資……………	(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し) 56-1 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立……………

十七 第 57 条の 8 ((特別修繕準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(適格合併等により引継ぎを受けた特別修繕準備金の均分取崩し) 57 の 8-7 適格合併、適格分割又は適格現物出資……………	(適格合併等により引継ぎを受けた特別修繕準備金の均分取崩し) 57 の 8-7 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立……………

十八 第 57 条の 9 ((社会・地域貢献準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し) 57 の 9-1 適格合併又は適格分割型分割……………	(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し) 57 の 9-1 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立……………

十九 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し) 58-15 適格合併、適格分割又は適格現物出資……………	(適格合併等により引継ぎを受けた探鉱準備金等の取崩し) 58-15 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立……………

二十 第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62 の 3(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>適格現物分配</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>62 の 3(2) - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....<u>措置法規則第 22 条第 4 号ロ(1)から(4)まで</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62 の 3(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>適格事後設立</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>62 の 3(2) - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....<u>措置法規則第 22 条第 1 項第 4 号ロ(1)から(4)まで</u>.....</p> <p>.....</p>

二十一 第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>適格現物分配</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>63(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>適格事後設立</u>.....</p> <p>(注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>63(2)－4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....措置法規則第 22 条第 4 号ロ(1)から(4)まで.....</p> <p>...</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63(4)－19 .....</p> <p>(1) 決定の場合 (<u>措置法規則第 22 条</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(優良宅地の造成の意義)</p> <p>63(5)－4 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(造成工事の対価として取得した土地を譲渡した場合の除外規定の適用)</p> <p>63(5)－5 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>63(2)－4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....措置法規則第 22 条第 1 項第 4 号ロ(1)から(4)まで.....</p> <p>.....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63(4)－19 .....</p> <p>(1) 決定の場合 (<u>措置法規則第 22 条第 1 項</u>.....</p> <p>(2) .....</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(優良宅地の造成の意義)</p> <p>63(5)－4 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条第 1 項第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(造成工事の対価として取得した土地を譲渡した場合の除外規定の適用)</p> <p>63(5)－5 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>措置法規則第 22 条第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>63(5)－11 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条第 6 号イ</u>……………</p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5)－13 <u>措置法規則第 22 条第 4 号ハ</u>……………</p>	<p>(3) <u>措置法規則第 22 条第 1 項第 4 号イ、第 5 号イ又は第 7 号イ</u>……………</p> <p>(一団の宅地の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>63(5)－11 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条第 1 項第 6 号イ</u>……………</p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5)－13 <u>措置法規則第 22 条第 1 項第 4 号ハ</u>……………</p>

二十二 第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9 の 2 ……………</p> <p>……………<u>適格分割、適格現物出資又は適格現物分配</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)</p> <p>64(3)－18 ……………<u>適格現物分配</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>現物分配法人</u>……………<u>被現物分配法人</u>をいう。以下同 じ。……………</p>	<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9 の 2 ……………</p> <p>……………<u>適格分社型分割等</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(適格合併等があった場合における圧縮記帳等の計算)</p> <p>64(3)－18 ……………<u>適格事後設立</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>事後設立法人</u>……………<u>被事後設立法人</u>をいう。……………</p>

改 正 後

(2) .....

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1 .....

別表1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮ ⋮ ②①	…… <u>一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の……</u>			
②②				※ …… <u>1メガパスカル以上…</u> … <u>0.1メガパスカル以上1メガパスカル未</u> <u>満……</u>

改 正 前

(2) .....

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1 .....

別表1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮ ⋮ ②①	…… <u>電気事業の…</u> …			
②②				※ …… <u>10キログラム毎平方センチメートル以上…</u> … <u>1キログラム毎平方センチメートル以上10キログラム毎平方センチメートル未</u> <u>満……</u>

改 正 後					改 正 前				
⋮	④⑥	⋮	当該事業を 所轄する行 政機関の長	⋮	⋮	⋮	国土交通大 臣	⋮	⋮
⑤⑤	⋮	⋮	農林水産大 臣又は当該 資産の所在 する地域を 管轄する地 方農政局長	⋮	⋮	⋮	当該資産の 所在する地 域を管轄す る都道府県 知事	⋮	⋮

二十三 第 65 条の 2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(5,000 万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係) 65 の 2-2 ⋮ <u>(注)</u> ⋮	(5,000 万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係) 65 の 2-2 ⋮ <u>(注) 1</u> ⋮ 2 <u>連結親法人及びその連結子法人のうちいずれかの連結法人が分割型分割を行った場合における当該連結法人の分割の日の前日を含む事業年度内において譲渡をした資産については、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該譲渡をした日と同一年中の日に他の譲渡をした資産について当該他の資産の譲渡をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算において措置法第 68 条の 70 から第 68 条の 72 までの規定の適用を受けた又は受けるかどうかにかかわらず、圧縮記帳等の</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別勘定に係る圧縮記帳と5,000万円損金算入との適用関係)</p> <p>65の2-3の2 .....            .....分割法人又は現物出資法人.....</p> <p>(最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人による譲渡)</p> <p>65の2-6の2 .....<u>現物分配法人</u>.....<u>現物分配</u>.....            .....<u>被現物分配法人</u>.....<u>現物分配</u>.....<u>適格現物分配</u>.....            .....            (注) .....</p>	<p><u>特例と5,000万円の損金算入の特例とのいずれかを選択することができる。</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特別勘定に係る圧縮記帳と5,000万円損金算入との適用関係)</p> <p>65の2-3の2 .....            .....分割法人、<u>現物出資法人</u>又は<u>事後設立法人</u>.....</p> <p>(最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人による譲渡)</p> <p>65の2-6の2 .....<u>事後設立法人</u>.....<u>事後設立</u>.....            .....<u>被事後設立法人</u>.....<u>事後設立</u>.....<u>適格事後設立</u>.....            .....            (注) .....</p>

二十四 第65条の3(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前																														
<p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の3-4 .....</p> <p style="text-align: center;">別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① .....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) .....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	① .....					(1) .....					<p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の3-4 .....</p> <p style="text-align: center;">別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① .....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) .....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	① .....					(1) .....				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
① .....																															
(1) .....																															
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
① .....																															
(1) .....																															

改 正 後					改 正 前				
<p>(ロ) <u>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法</u>（以下「<u>大都市地域住宅等供給促進法</u>」という。） .....</p>					<p>(ロ) <u>大都市地域住宅等供給促進法</u> .....</p>				
<p>④ ..... .....<u>自然公園法</u>第20条第1項.....</p>					<p>④ ..... .....<u>自然公園法</u>第13条第1項.....</p>				

二十五 第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
<p>（2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係） 65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号及び<u>第6号から第8号まで</u> .....</p>					<p>（2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係） 65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号及び<u>第6号から第9号まで</u> .....</p>				

改 正 後

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65 の 4-17 .....

別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考

(廃 止)

改 正 前

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65 の 4-17 .....

別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑥	<u>公共用飛行場周</u> <u>辺における航空機</u> <u>騒音による障害の</u> <u>防止等に関する法</u> <u>律第9条の3第2</u> <u>項に規定する空港</u> <u>周辺整備計画が定</u> <u>められた同項の第</u> <u>1種区域内にある</u> <u>土地等が、当該計</u> <u>画に係る事業の用</u> <u>に供するために地</u> <u>方公共団体(地方</u> <u>公共団体が財産を</u> <u>提供して設立した</u> <u>特定の団体(※)を</u> <u>含む。)に買い取ら</u> <u>れる場合</u>	買取りをす る者	措置法 65 条の 4 1 項 6 号 措置法規 則 22 条 の 5 1 項 8 号	※ 「地方公共団 体が財産を提 供して設立し た特定の団体」 とは、地方公共 団体が財産を 提供して設立 した団体(当該 地方公共団体 とともに国、地 方公共団体及 び独立行政法 人都市再生機 構以外の者が 財産を提供し て設立した団 体を除く。)で、 都市計画その 他市街地の整 備の計画に従 って宅地の造

改 正 後					改 正 前				
									成を行うこと を主たる目的 とするものを いう。
⑥	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 6号…… (ロ) ……		措置法65 条の4 1項6号 措置法規 則22条の 5 1項 8号		⑦	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 7号…… (ロ) ……		措置法65 条の4 1項7号 措置法規 則22条の 5 1項 9号	
⑦	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 7号…… (ロ) ……		措置法65 条の4 1項7号 措置法規 則22条の 5 1項 9号		⑧	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 8号…… (ロ) ……		措置法65 条の4 1項8号 措置法規 則22条の 5 1項 10号	
⑧	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 8号…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) ……		措置法65 条の4 1項8号 措置法規 則22条の 5 1項 10号		⑨	(イ) ……措置 法第65条の 4第1項第 9号…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) ……		措置法65 条の4 1項9号 措置法規 則22条の 5 1項 11号	
⑨			措置法65 条の4 1項9号		⑩			措置法65 条の4 1項10号	

改 正 後					改 正 前				
			措置法規 則22条の 5 1項 11号					措置法規 則22条の 5 1項 12号	
⑩	.....	.....	措置法65 条の4 1項10号 措置法規 則22条の 5 1項 12号	.....	⑩	.....	.....	措置法65 条の4 1項11号 措置法規 則22条の 5 1項 13号	.....
⑪	.....	.....	措置法65 条の4 1項11号  措置法規 則22条の 5 1項 13号	.....	⑪の2	.....	.....	措置法65 条の4 1項11号 の2 措置法規 則22条の 5 1項 14号	.....
⑫	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1項 14号	.....	⑫	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1項 15号	.....
⑬	(イ) ..... (ロ) ..... .....(イ)又は (ロ).....	.....	措置法規 則22条の 5 1項	.....	⑬	(イ) ..... (ロ) ..... .....(イ)及び (ロ).....	.....	措置法規 則22条の 5 1項	.....



改正後					改正前				
	(ハ) ……………		<u>15号</u>			(ハ) ……………		<u>16号</u>	
<u>13の2</u> ……………			……………	※1 ……………	<u>13の2</u> ……………			……………	※1 ……………
(イ) ……………			<u>措置法規</u>	※2 ……………	(イ) ……………			<u>措置法規</u>	※2 ……………
(ロ) ……………			<u>則22条の</u>	※3 ……………	(ロ) ……………			<u>則22条の</u>	※3 ……………
(ハ) …… <u>独立行政</u>			<u>5 1 項</u>	(1) ……………	(ハ) …… <u>連携集積</u>			<u>5 1 項</u>	(1) ……………
<u>法人中小企業</u>			<u>16号</u>	(2) ……………	<u>活性化事業資</u>			<u>17号</u>	(2) ……………
<u>基盤整備機構</u>				(3) ……………	<u>金</u> ……				(3) ……………
<u>法第15条第1</u>				…… <u>特定民</u>					…… <u>中小小</u>
<u>項第3号又は</u>				<u>間中心市街</u>					<u>売商業高度</u>
<u>第4号に掲げ</u>				<u>地活性化対</u>					<u>化対象区域</u>
<u>る業務(同項第</u>				<u>象区域内…</u>					<u>内</u> ……
<u>3号ロ又はハ</u>				…					
<u>に掲げる事業</u>									
<u>又は業務に係</u>									
<u>るものに限</u>									
<u>る。)に係る資</u>									
<u>金</u> ……									
(ニ) ……………					(ニ) ……………				
(ホ) ……………					(ホ) ……………				
<u>13の3</u> ……………			……………	……………	<u>13の3</u> ……………			……………	……………
			<u>措置法規</u>					<u>措置法規</u>	
			<u>則22条の</u>					<u>則22条の</u>	
			<u>5 1 項</u>					<u>5 1 項</u>	
			<u>17号</u>					<u>18号</u>	

改 正 後					改 正 前				
⑭			措置法規 則22条の 5 1項 18号	※ (1) …… …………… …………… …………… …………… (2) …… ……………	⑭			措置法規 則22条の 5 1項 19号	※ (1) …… …………… …………… …………… …………… (2) …… ……………
⑮			措置法規 則22条の 5 1項 19号	※ (1) …… (2) …… イ …… ロ …… ハ …… 三 その拠 出をされ た金額の 4分の1 以上の金 額が一の 地方公共 団体によ り拠出を されてい る公益財 団法人で あること。	⑮			措置法規 則22条の 5 1項 20号	※ (1) …… (2) …… イ …… ロ …… ハ ……
⑯			措置法規 則22条の		⑯			措置法規 則22条の	

改 正 後					改 正 前				
			<u>5 1 項</u> <u>20号</u>				<u>5 1 項</u> <u>21号</u>		
⑰	.....	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>21号</u>		⑰	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>22号</u>		
⑱	.....	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>22号</u>		⑱	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>23号</u>		
⑲	.....	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>23号</u>		⑲	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>24号</u>		
⑳	.....	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>24号イ</u>		㉑	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>25号イ</u>		
⑳の2	..... ……同項に規定す る生活関連施設又 は一般交通用施設 ……	.....	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>24号ロ</u>		㉑の2	..... ……特定旅客施設 (高齢者移動等円 滑化法第2条第6 号に規定する特定 旅客施設をい	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1 項</u> <u>25号ロ</u>		

改 正 後					改 正 前				
					<p>う。)、一般交通            用施設（高齢者移            動等円滑化法第2            条第21号ロに規定            する一般交通用施            設のうち当該特定            旅客施設と同号イ            に規定する生活関            連施設との間の移            動が通常徒歩で行            われる経路を構成            するものをいう。）            又は公共用施設            （高齢者移動等円            滑化法第39条第1            項に規定する生活            関連施設のうち当            該特定旅客施設又            は当該一般交通用            施設と一体として            利用される駐車            場、公園その他の            公共の用に供する            施設をいう。）…            …</p>				
⑳	.....	.....	.....	.....	⑳	.....	.....	.....	.....
			措置法規 則22条の					措置法規 則22条の	

改 正 後				改 正 前			
			5 1 項 25号				5 1 項 26号
②②	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 26号	.....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 27号
②③	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 27号	.....	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 28号
②④	自然公園法第72条.....同法第73条第1項.....同法第20条第1項.....同法第2章第4節.....	(イ) ..... (ロ) ..... ..... 自然公園法第2章第4節.....	措置法規 則22条の 5 1 項 28号	.....	(イ) ..... (ロ) ..... ..... 自然公園法第2章第3節.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 29号
②⑤	.....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... 都道府県知事又は市町村長	措置法規 則22条の 5 1 項 29号	.....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... 都道府県知事	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 30号